

【特定非営利活動法人（NPO）「アジアに有機農法を広める農民の会」】

2015年10月に埼玉県にNPO法人の認可申請を行い、本年1月に認証を受ける事ができました。そして、2016年1月19日に法人登録が完了し、正式にNPO法人としての活動が開始されます。

定款に定めた目的は、

「この法人は、ラオス人民共和国など東南アジア諸国における農村・農民に対し、2013年国連総会で決定された『国際土壌年』にふさわしく、農薬や化学肥料を使用しない完全無農薬農法を広め、豊かな農村の創造を支援することと、日本国内にもこの農法を普及し農業振興に寄与することを目的とする。」としております。

今まで各個人やグループでGPの活動をご支援頂いてきましたが、今後はNPO法人として大きな団体の、社会に貢献する活動の一環となります。また「GP」がNPO法人として活動することは、生産・販売・普及活動等、それぞれの幅が広がりますのでこれまで以上のご協力をお願い致します。

事業内容 …農薬・化学肥料を一切使用しない「GP農法」による安心・安全な抗酸化作用の高い米・野菜・果樹などの農産物を生産します。

【GP作物の販売・宅配】

栄養価が高く、日持ちのする抗酸化作用の高い元気な作物をより多くの消費者に提供できるよう、店頭直売や宅配します。

【国内各地の生産者への技術研修・実践・セミナー開催】

より質の高い作物を生産し収穫量が上がるよう生産者に対し、有機肥料の製造講習会や、技術指導及び研修を行います。また毎月恒例のセミナーには生産者・消費者が集まり、慣行農法による一般野菜との食べ比べや情報交換を行ない、農業振興に寄与します。

【農業体験】

田植えや稲刈り等の時期には、自然に触れたい親子さんや障がいのある方々を交えての体験イベント等を開催するなど農村地域の活性化にも取り組みます。

【新規就農者への技術指導と育成・支援】

農業を始めたい学生や農業をサブワークとしたい方々への支援をしています。短期宿泊研修も行います。

【海外での普及活動】

ラオス・タイ・ネパール・中国等で普及活動をしておりますが、特に2015年、ラオス国内の各地でGP農法を支援しようという動きが出始めました。

